

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定期検査中の6号機において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の検査時、発電機を自動起動させた後、発電機を手動で停止する際、所定の周波数に設定を行う必要があるため、中央制御室から周波数を調整する遠隔操作をしたところ、周波数の調整ができないことが認められた。 今後、原因について調査する。 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能上の問題はない。 本事象による外部への放射能の影響はない。	GⅡ	12月17日公表済 (PDF207KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系給気加熱器の加熱蒸気入口減圧弁に開動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	プラント運転データ（温度・圧力等）を、プロセス計算機にてグラフ化し、トレンド表示している画像に表示不良（断続的に途切れる）が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋大物搬入口のシャッターにレールの腐食による開閉動作困難が認められたため、当該レールを点検・修理	対象外	
4	4号機	原子炉再循環系ポンプ（A）点検後の水張り時、原子炉格納容器内の排水用中間ファンネルに流入した水がベント管より噴霧状に飛散（1m×1mの範囲）したため、原因調査後、対応検討	GⅡ	1月5日再審議 にて グレード変更 GⅢ→GⅡ
5	5号機	ストームドレン処理系ストームドレンサンプルポンプ（B）の点検において、シャフト軸受部及びシャフトカップリング部に摩耗が認められたため、対応検討	GⅢ	
6	5号機	所内ボイラ設備給水移送ポンプの起動用レベルスイッチに動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
7	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）の点検（試運転）において、同ポンプの軸受振動値に許容値外れが認められたため、対応検討	GⅢ	
8	集中環境施設	ペレット等固化設備の粉碎ペレット計量供給機入口配管の異物混入防止用ストレーナ部（金網）に詰まり気味が認められたため、当該部を点検・清掃	GⅢ	
9	集中環境施設	高温焼却炉設備の溶融物排出装置と溶融物移送用コンベア間の伸縮継手部に詰まりが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
10	その他	承認済みの「改良工事および同関連除却工事の計画・実施承認書」において、承認権限の誤りが認められたため、対応検討	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	その他	一時立入者のエスコートを実施後、「一時立入者入域許可申請書・許可書」を紛失したことが認められたため、対応検討	G III	
12	その他	需要箇所契約工事を検収した翌月に、上司への報告後、承認印の押捺を受けるべき「需要箇所契約台帳」の未作成が認められたため、原因調査及び対応検討	G II	